

平成23年12月9日（金）

国土交通省 関東地方整備局

宇都宮国道事務所

－ 記者発表資料 －

特殊車両の通行に関する指導取締りを実施しました。

宇都宮国道事務所では、道路構造物の保全と交通の危険防止を図るため、栃木県警察と協力し、特殊車両通行許可違反の車両に対する指導取締りを行い、車両制限令等に対する法令遵守の浸透を図っています。

車両の構造が特殊な車両又は車両に積載する貨物が特殊な車両で、車両制限令第3条で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を超える車両を特殊車両といいます。

特殊車両が道路を通行するためには道路法47条の2に基づく特殊車両の通行許可が必要になります。

平成23年度の取締り状況をとりとめましたのでお知らせします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会
栃木県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

電話 028-638-2181(代表)

副所長 ひろせ 廣瀬 かずし 一志 管理第一課長 くしげ 櫛下 やすひこ 靖彦

〈特殊車両の取締り状況〉

(平成23年11月22日現在)

取締回数	取締り実施日	取締り路線	取締り台数	取締り内訳		
				法令遵守	無許可	条件違反
1回目	平成23年7月12日(火)	国道4号	4	1	0	3
2回目	平成23年7月28日(木)	国道50号	14	7	2	5
3回目	平成23年9月6日(火)	国道4号	5	2	1	2
4回目	平成23年9月15日(木)	国道50号	13	8	0	5
5回目	平成23年10月4日(火)	国道4号	4	0	0	4
6回目	平成23年10月13日(木)	国道50号	13	4	3	6
7回目	平成23年11月17日(木)	国道50号	16	8	2	6
8回目	平成23年11月22日(火)	国道4号	4	2	1	1

※取締り台数：取締り場所において違反の有無の確認を行った台数
無許可：特殊車両通行許可を取得していないもの
条件違反：許可証に記載の条件を守っていないもの

〈特殊車両の取締り結果〉

取締りでは、73台の特殊車両について違反有無の確認を行い、うち法令遵守車両は32台、無許可車両が9台、条件違反車両は32台でした。半数以上の特殊車両が違反車両であり、無許可又は条件違反者については文書による指導及び警告を行いました。

〈今後の対応〉

今後も引き続き栃木県警察と協力して特殊車両の取締りを定期的に行うことで、事業者のコンプライアンス意識向上を促し、道路構造物の保全、交通危険の防止を図ります。

取締り実施状況



国道50号



国道4号



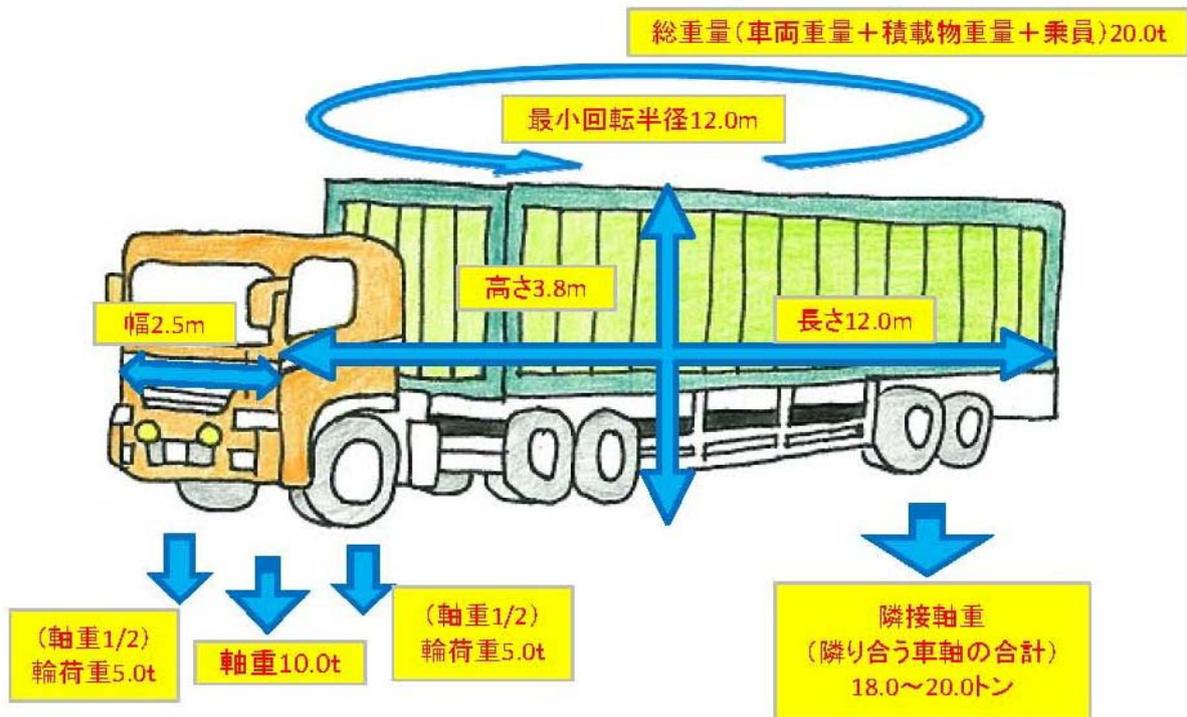
国道50号

* 寸法・重量の測定を行い、許可書と計測値との整合性を確認します。

特殊車両とは

(参考)

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5m
長さ		12.0m
高さ		3.8m(高さ指定道路は4.1m)
重さ	総重量	20.0トン(高速自動車国道又は重さ指定道路は25.0トン)
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	<ul style="list-style-type: none"> ・隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ・隣り合う車軸の軸距が1.8m以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0m



「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」

パソコンからインターネットを利用してオンラインで特殊車両の通行許可申請を行うことができます。

特殊車両の通行許可制度にご協力くださいますようお願いいたします。

オンライン申請アドレス <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>